

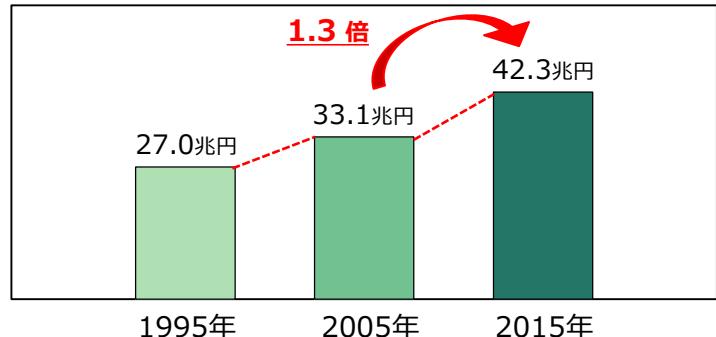
# 平成30年4月から 国保制度が一部変わります

この10年で、

70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に、  
国民医療費は **1.3倍** になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、  
国民医療費の総額は **61.8兆円**  
にもなる見込みです。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

## 都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

〈見直しの背景〉

国民健康保険(以下、国保)制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組ですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

### 見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援(公費拡充)を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国保の保険者となり、それぞれの役割を担います。

### 見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国保の保険者となります。[資格や保険料(税)の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。]
- ▶ 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

### 愛媛県と伊方町の役割分担

#### 愛媛県の主な役割

- ・財政運営の責任主体
- ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・市町ごとの標準保険料(税)率を算定・公表
- ・保険給付費等交付金の市町への支払い

#### 伊方町の主な役割

- ・国保事業費納付金を愛媛県に納付
- ・資格を管理(被保険者証等の発行)
- ・標準保険料(税)率等を参考に保険料(税)率を決定
- ・保険料(税)の賦課・徴収
- ・保険給付の決定、支給

図は愛媛県の例

愛媛県

運営方針の策定  
(県内の統一の方針)

愛媛県が市町ごとに決定  
した国保事業費納付金を  
市町が納付

市町

市町

市町

保険給付に必要な費用を、  
全額、各市町に支払う  
(交付金の交付)

# 国保制度の見直しによる効果

## 効果① 愛媛県内の保険料(税)負担の公平な支え合い

### 新しい財政運営の仕組み

- 愛媛県内で保険料(税)負担を公平に支え合うため、愛媛県が県内市町ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金 < 保険料(税)負担 > の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町に対して支払います。これにより、市町の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 愛媛県は、市町ごとの標準保険料(税)率を提示 < 標準的な住民負担の見える化 > し、市町間で比較できるようになります。

### 保険料(税)の賦課・徴収

- 市町はこれまで個別に給付費を推計し、保険料(税)負担額を決定してきましたが、今後は愛媛県に納付金を納めるため、愛媛県の示す標準保険料(税)率等を参考に、それぞれの保険料(税)算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料(税)率を定め、保険料(税)を賦課・徴収します。

## 効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

- 愛媛県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町との協議に基づき、愛媛県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。
- 広域化により、平成30年度から、愛媛県内で他の市町に引っ越しした場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 今後、市町は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めます。

国保は、国民皆保険の最後の砦です。  
持続可能な社会保障制度の確立を図るため、  
平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

国保の窓口は、平成30年4月以降も引き続き伊方町です。

<お問い合わせ先>

伊方町役場 町民課 医療対策室  
〒796-0301  
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1  
TEL:0894-38-2653(直通)  
FAX:0894-38-1120  
E-mail:[kokuho@town.ikata.ehime.jp](mailto:kokuho@town.ikata.ehime.jp)



※このお知らせは厚生労働省作成のひな形を参考に作成しています  
※制度改革の内容は、平成29年5月時点の法令等に基づきます（作成時点）